

ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金
(事業者用)

補助制度の手引き

地域脱炭素移行・再エネ推進事業（重点対策加速化事業）

令和5年度

1. 補助の対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

補助対象者の要件

- (1) 法人又は個人事業主であること
- (2) 令和5年8月31日以降に、市内の事業所において新たに太陽光発電設備等を設置すること（PPAモデル及びリースモデルを含む。）
- (3) 単年度内でこの要綱による補助金の交付を受けていないこと（補助対象者がPPA事業者又はリース事業者の場合は除く。）
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言を行うとともに、ゼロカーボンシティやお推進協議会に参画していること
- (6) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと

※PPAモデル又はリースモデルにて補助対象設備を導入する場合、補助対象者はPPA事業者又はリース事業者となります。詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

2. 補助対象設備の要件

各補助対象設備において、次に掲げる要件をすべて満たすこと

共通要件

- (1) 中古設備でないこと

ア.太陽光発電設備

- (1) 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- (2) 発電量を計測する機器を備えること
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠し

て事業を実施すること

イ.高効率照明機器

- (1) 調光制御機能を有する LED であること

ウ.高効率空調機器

- (1) 対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO₂効果が得られるもの
- (2) フロン排出抑制法（平成 18 年法律第 59 号）第 16 条に定めるすべての第一種特定製品に使用されるフロン類の管理（業務用エアコン等のすべての機器に 3 ヶ月ごとの簡易点検を、一定規模以上の機器には 1 年または 3 年ごとの有資格者による定期点検）を行うこと

3. 補助の金額

補助対象設備ごとの補助額は、次の表のとおりです。

補助対象設備	補助額
ア.太陽光発電設備	3 万円/kW（上限 90 万円）
イ.高効率照明機器	本体価格（税抜）の 1/2（下限 20 万円～上限 100 万円）
ウ.高効率空調機器	本体価格（税抜）の 1/4（上限 20 万円）

※ア.太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上を自家消費した後の、余剰分の電力については、売電することが可能です。ただし、FIT や FIP の活用はできません。

4. 交付申請

申請方法

「ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金交付申請書（様式第 1 号）」と下記書類を添えて、環境保全課にご提出ください。

申請用紙については、八尾市のホームページからダウンロードいただけるほか、八尾市立リサイクルセンター学習プラザめぐるにて配付しています。

※先着順で受け付け、予算額に達した場合は予告なく募集を終了します。

申請期間

- 令和 5 年 8 月 31 日から令和 6 年 1 月 31 日まで

交付申請書に添付する書類

- ① 法人登記履歴事項全部証明書又は賃貸契約書等の本市内に事業所を有することが確認できる書類
- ② 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- ③ 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図（位置図）
- ④ 補助対象設備のメーカー、型式及び容量等、設備仕様が確認できる書類
 - ・太陽光発電設備の補助申請については、自家消費率 50%以上がわかる資料（太陽光発電設備自家消費率計算シート（交付申請））の提出が必要です。太陽光発電設備自家消費率計算シートについては、以下の URL に掲載しております。
<https://www.city.yao.osaka.jp/0000069869.html>
 - ・高効率空調機器の補助申請については、従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO₂効果が得られることが確認できる書類の提出が必要です。
- ⑤ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金の申請に係る確認表（様式第 1 号の 2）
- ⑥ ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）承諾書（様式第 2 号）
（補助対象設備を設置する事業所が自己の所有に属さないとき、又は共同所有のときに限る。）
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明
- ⑧ 大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づく脱炭素経営宣言の写し又は申請書の写し
- ⑨ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※PPA モデル及びリースモデルにて補助対象設備の導入を予定している場合、別途必要な書類がございますので、環境保全課までお問い合わせください。

5. 実績報告

報告方法

補助対象設備の設置が完了したときは、完了日から 20 日以内又は交付の申請を行った年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業（事業者用）補助金実績報告書（様式第 6 号）と下記の書類を添えて、環境保全課にご提出ください。

ただし、令和 6 年 3 月中に事業が完了し、同年 3 月末までに本市からの補助金の支払いが可能な場合は、（変更・中止）承認申請書（様式第 4 号）に必要事項を記入しご提出ください。

事業の完了とは、補助対象設備の支払いが完了した日となります。

実績報告書に添付する書類

- ① 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- ② 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの）
- ③ 補助対象設備の設置状況を示す写真
- ④ 補助対象設備の保証書の写し
- ⑤ 自家消費率 50%以上がわかる資料（太陽光発電設備自家消費率計算シート（実績報告））※太陽光発電設備の補助申請の場合に限る。
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

実績報告から交付額確定・補助金の振り込みの期間については、手続きの状況にもよりますが、実績報告書受付後から交付額確定までは1ヶ月程度、補助金の交付までは2カ月程度となります。

6. 提出方法

令和5年8月31日（木）から受付を開始します。

書類の提出は持参、郵送及び電子申請でお願いします。

補助制度について詳しくは環境保全課までお問い合わせください。

●書類提出先・問い合わせ先●

〒581-0026 八尾市曙町2-11 リサイクルセンター学習プラザめぐる2階

八尾市役所 環境部 環境保全課

（ゼロカーボンシティやお再エネ・省エネ推進事業補助金事務局）

電話番号：072-924-9359